



2015.12.14
コチ コンサルティング

2015年も残すところあと半月余りとなりました。本年の労務政策では、新規の大きな法規の改正はありませんでしたが、近年相次いで施行されてきた法規への対応に迫られ、人事・労務管理の分野においてもいわば“新常态”への対応の年であったと言えます。本号では、12月10日に公表された2016年の法定休日にかかわる休日調整のご報告とあわせ、2015年の主要労働政策の推進状況を振り返ります。

内容 【人事・労務情報】

- 2015年の主要労働政策推進状況の検証
 - ・ 労務派遣：労務派遣暫定規定
 - ・ 集団契約：《上海市集団契約条例》修正
 - ・ 労働契約法：《中華人民共和国労働契約法》貫徹実施に関わる若干意見（意見公募稿）
- 2016年法定休日にかかわる休日調整

人事・労務情報

■ 2015年の主要労働政策推進状況の検証

労務派遣：労務派遣暫定規定

2014年3月1日から施行されている《労務派遣暫定規定》の規定達成までの過渡期期間が2016年2月29日で終了します。

本年2月の本メルマガVol.66で規定施行後1年の状況をご報告しましたが、

* 労務派遣暫定規定施行1年後の状況：<http://cochicon.com/?p=2545>

労働局等へのヒアリングでは、過渡期期間達成事項として、下記2点が重点的に指導されています。

- ① 同一労働・同一賃金（同工同酬）
 - ② 労務派遣労働者比率を10%以下とする
- ①の同一労働とは、職種、職務、職位以外に、経験、業績も同一である場合に同一賃金にしなくてはならないというものです。業績結果が異なる場合に評価に応じて差異をつけることは推奨されています。
- ②の労務派遣労働者比率の達成は、調整計画提出済み企業には計画達成の監査が入っています。計画未提出企業については期間内の規制比率への移行完了または適切な計画提出が指導されています。
- （* 《上海市労務派遣労働者使用調整届出便法》<http://cochicon.com/?p=1628>）

集団契約：《上海市集団契約条例》修正

集団契約の締結促進は全国的に指導が強化されていますが、上海市では本年10月1日に修正条例が施行され、地域ごとに、地域工会より締結期日に関する書面提出を要請され、締結しない場合には違反企業としてリストを公開する旨が書面で届いています。違反企業リストにリストアップされた場合、労務以外の商務認可等に影響すると言われていました。

集団契約条例：<http://cochicon.com/?p=1234>

《上海市集団契約条例》修正概要：<http://cochicon.com/?p=2550>

労働契約法：《中華人民共和国労働契約法》貫徹実施に関わる若干意見（意見公募稿）

労働契約法施行から7年が経過し、様々な課題が露呈している中、最高法院より運用基準の明確化の要請があるなか、労働局が意見公募稿を公開し、各地で討議がなされました。しかしながら地域により温度差が大きく、法令化の可能性は高くないと言われていました。来年の動向が気になる重要事項です。

《中華人民共和国労働契約法》貫徹実施に関わる若干意見（意見公募稿）：

<http://cochicon.com/?p=2384>

■ 法定休日
 ■ 休日（振替、調整を含む）
 ■ 振替え出勤日
 ○ 一部国民対象半日休暇日

1月 元旦

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月 春節

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29						

3月 婦女節

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

4月 清明節

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

5月 労働節、青年節

月	火	水	木	金	土	日
					1	
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

6月 端午節

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

7月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

8月

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

9月 中秋節

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

10月 国慶節

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

11月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

12月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

NAVI 2016年の法定休日調整

【春節】2月7日（日）からの7連休となります。2月6日（土）と14日（日）が振替え出勤日と決定されました。毎年除夕（大晦日）は休みになるのかならないのか、という論争が行われていましたが、今年は日曜日となり頭を悩ませる必要がなくなりました。

【国慶節】国慶節は10月1日から3日であり、2013年に公表された法定休日調整基準では10月1日から7日の7連休と固定することとされています。この調整基準適用により、2016年は10月8日（土）～10月14日（金）が7連続出勤日となっています。労働法に規定された7日に1日の休息日の付与という規定には抵触する運用となります。